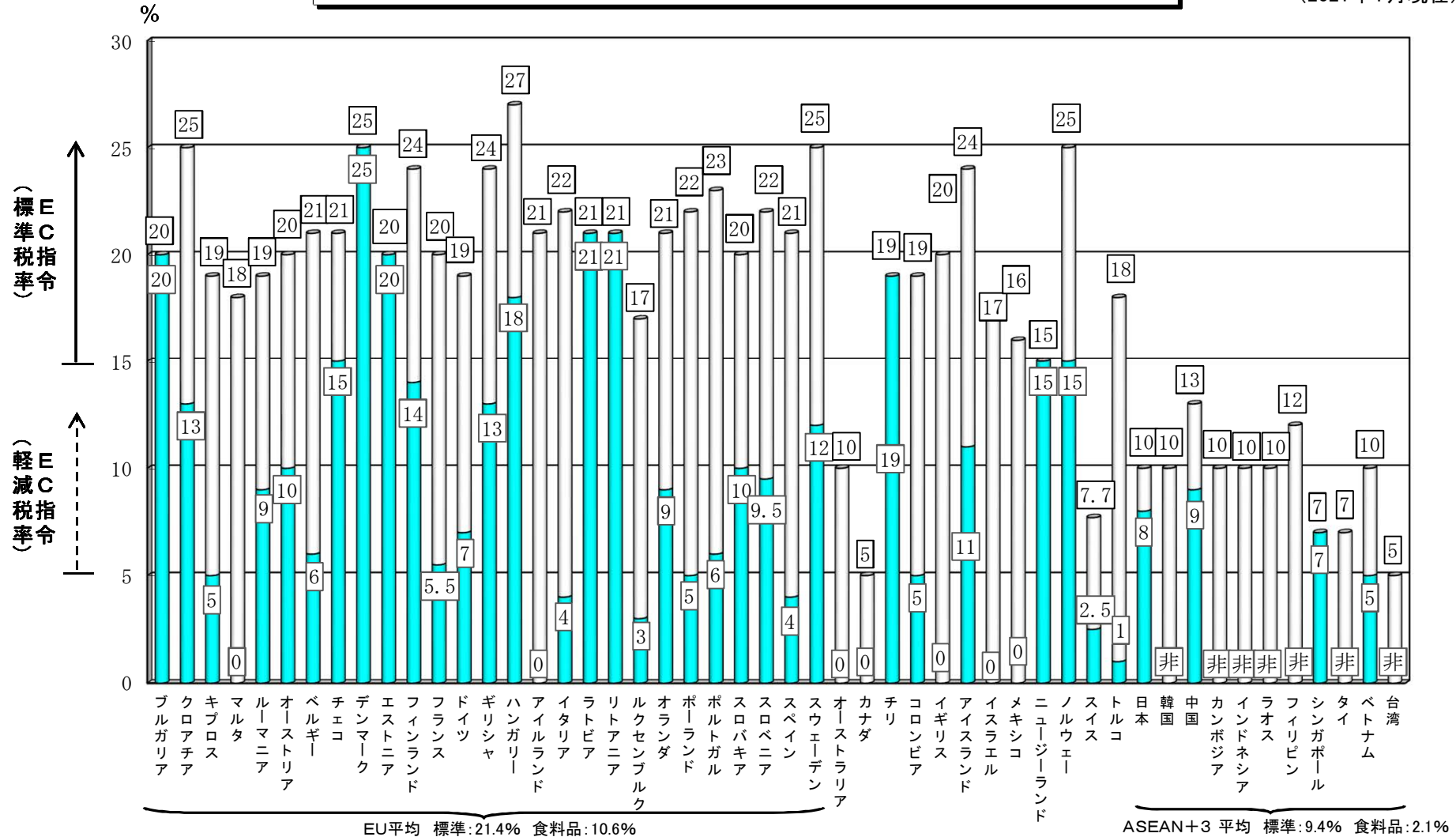


付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較

(2021年1月現在)



- (備考)
- 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。
 - カナダでは、連邦税である財貨・サービス税（付加価値税）に加え、ほとんどの州で州税として付加価値税等が課される（例：オンタリオ州 8%）。
 - OECD加盟国のうちアメリカでは、売買取引への課税として付加価値税ではなく、州、郡、市により小売売上税（地方税）が課されている（例：ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%）。
 - ASEAN加盟国のうちブルネイには売買取引に課される税が存在せず、マレーシアでは2018年9月に付加価値税が廃止され、売上・サービス税が導入され、ミャンマーでは売買取引への課税として取引高税が課されている。
 - 上記中、 が食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
 - EC指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。ただし、1991年時点でこれらを施行していた国は、引き続き適用することができる。
 - OECD平均は日本及び付加価値税の存在しないアメリカを除外している。ASEAN+3平均は日本並びに付加価値税の存在しないブルネイ、マレーシア及びミャンマーを除外している。
 - ポーランドでは標準税率の本則税率が22%と定められているが、財政状況に応じて税率を変更する旨の規定があり、現在は特例として23%の税率が適用されている。

(出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。